

既存屋外保管事業場に関する届出書の記載上の注意

◎屋外保管事業場の設置の場所について

事業場の敷地範囲に含まれるすべての筆を記載してください。なお、筆の一部を使用する箇所がある場合は、地番の後に「～の一部」と記載してください。

事業場が複数ある場合は、それぞれ届出書を提出してください。

※屋外保管事業場の敷地範囲の考え方

再生資源物の取引を行うため屋外において再生資源物の保管を行う場所で再生資源物の選別や破碎等の作業を行う場所をいい、同一敷地内であれば事務所や駐車場なども含み、それらすべてを敷地範囲とします。また、隣接地や道路や水路を挟んだ反対側であっても、屋外保管の一連の業務に関係していれば、それらをまとめて一つの屋外保管事業場として扱います。

◎屋外保管事業場の敷地面積について

登記簿上の合計面積を記載してください。なお、筆の一部を使用する箇所がある場合は、その部分について実測の面積としてください。

◎屋外保管事業場において保管する再生資源物の種類について

条例第2条第1号で規定されている「金属、プラスチック、木材、ゴム、ガラス、コンクリート、陶磁器、混合物等」の種類を記載してください。また、その中で扱う主要な物品を記載してください。

(例) 金属（鉄骨、アルミサッシ）、プラスチック（発泡スチロール）
混合物（バッテリー、被覆銅線）

◎屋外保管事業場現場責任者の氏名及び連絡先について

現場責任者の氏名及び連絡先として、有事に繋がりやすい連絡先を記載してください。

※現場責任者の選任

屋外保管事業場における事業内容や事業場の実際の構造、設備等に精通し、適正な事業が行われるよう管理・監督するとともに、周辺住民等から当該屋外保管事業場に関する相談を受けた場合に誠実に対応するために、各事業場において現場責任者を選任してください。

◎屋外保管事業場の構造について

「添付書類 5 屋外保管事業場の構造 のとおり」と記載し、配置図、平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書等を添付してください。

◎標準作業書について

○再生資源物の保管の方法及び保管上限について

「添付書類 5 (2) 保管施設一覧表 のとおり」と記載し、屋外保管の場所（再生資源物を保管するための用に供する区画をいう。）ごとに、保管する再生資源物の種類、保管の面積、高さ、体積を記載し、また、容器を用いて保管する場合は、容器の種類、容量、個数を記載してください。

○廃油及び廃液の回収、屋外保管事業場からの流出の防止及び保管の方法

廃油・廃液を回収する際に、事業場外へ流出しないようにするために行う対策等を記載してください。また、回収した廃油・廃液を適正に保管する方法を記載してください。

(例) 廃油・廃液を回収する際は、流出防止用の受け皿等を置いて作業し、床面に飛散した場合はウエス等で直ちにふき取る。回収した廃油・廃液等は専用の容器内で保管し、廃棄物や再生資源物と分けて保管する。

○電池、潤滑油その他の火災の発生又は延焼のおそれがあるものの回収及び保管の方法

再生資源物の中に、リチウムイオン電池、潤滑油、バッテリーなど、火災の発生源となるおそれがあるものが含まれている場合は、電池からの液漏れや短絡等を要因とした火災の発生を防止するために、それらを適正に回収し保管する必要がありますので、その方法を記載してください。

(例) 火災の発生源となるおそれがあるものが含まれている場合は、可能な範囲で回収し、回収後、他の保管物と分別した上で不燃性の容器等で保管する。

○騒音、振動及び悪臭対策の措置

再生資源物の搬出入に伴う車両の走行、車両からの積み下ろし、積み込み、選別時の重機の稼働等による騒音又は振動や、再生資源物の保管による悪臭の発生等により、市民生活の安全又は生活環境の保全上悪影響を及ぼさないようにするために講ずる措置を記載してください。

(例) ・低騒音・低振動型の重機を使用し、保管物の積み上げや積み下ろしの際は、大きな騒音・振動が発生しないように注意して作業する。
・早朝・夜間等の作業は避け、敷地境界から離れた場所で作業をする。
・悪臭が発生しないように場内を清潔に保ち、万が一、悪臭が発生した場合は速やかに防臭剤等を散布する。

○排水処理設備、油水分離装置及びこれらに接続している排水溝その他の設備の管理の方法（これらを設置する場合に限る。）

排水処理設備、油水分離装置等を設置する場合は、これらが正常に機能するために必要な管理の方法を記載してください。

（例）・排水処理設備、油水分離装置の上には、物を置かない。

- ・油水分離装置の各層には、吸着マットを浮かべ、浮遊油を除去する。
- ・定期的に油水分離装置の点検を行い、点検時は各層の蓋を開け油膜の状況等を確認し、必要に応じてマットの交換や、油を回収し、廃棄物（廃油）として適正に処理する。
- ・排水溝の定期的な点検を行い、破損等があった場合は直ちに補修し、ごみ等の異物によるつまりが生じている場合は、その都度、清掃する。

○屋外保管に伴って生じる廃棄物の処理の方法

屋外保管に伴って生じた廃棄物については、廃棄物処理法に基づく許可業者に処理委託し、適正に処理する必要があるため、その方法を記載してください。

（例）以下の廃棄物の発生が予測されるため、これらを廃棄物の種類ごとに分別し、廃棄物処理法の許可業者に処理委託し、適正に処理する。

- ・再生資源物の選別後に発生した不要物
- ・再生資源物から取り除いた付着物
- ・排水処理設備等から発生する汚泥等
- ・火災の発生源となるおそれがあるものとして回収した廃油や廃液

○屋外保管事業場の保守点検の方法

屋外保管事業場の各種設備について、事故等の発生を未然に防止するために行う点検の方法を記載してください。

（例）毎日、始業時及び終業時に各種設備（鋼板、底面、保管場所の囲い、保管容器等）に異常がないか目視による点検を行い、破損等の異常があった場合は、直ちに応急の補修等の対応を行う。

○火災予防上の措置

火災の発生源となるおそれがあるものとして回収したものの保管方法や、消火設備等の設置など、火災を予防するために講ずる措置を記載してください。

(例)・消防法及び越谷市火災予防条例を遵守する。

- ・万が一の火災発生に備え、火災報知機や消火器等の消火設備を設置し、適切に稼働するよう定期的に点検を行う。
- ・火災等の事故発生時の連絡体制図を事業場内の見やすい場所に掲示し、従業員に周知する。

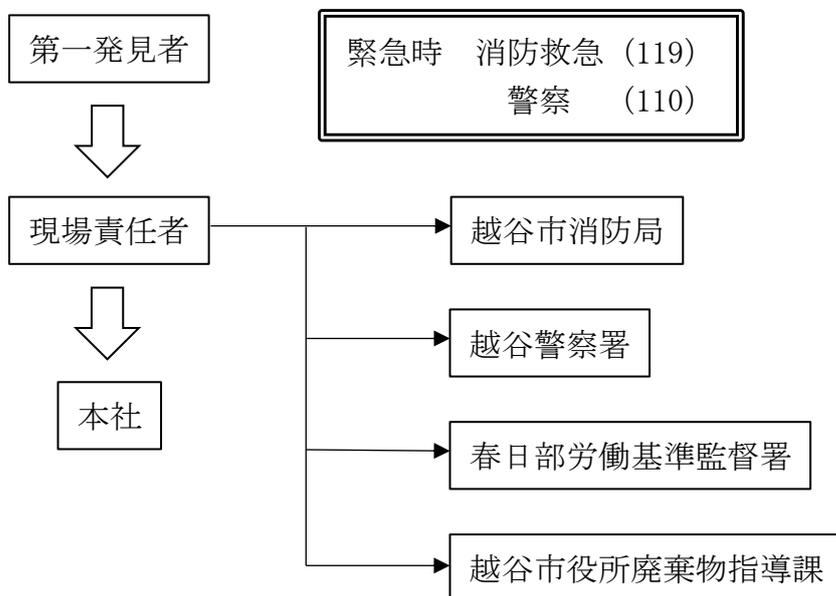
○作業実施時間等

再生資源物の搬出入や、積み下ろし、積み込み、選別等の作業を実施する時間を記載してください。

○災害時及び事故発生時の連絡体制

緊急時の通報先である消防・救急、警察や、管轄の消防署や警察署、発生した事故等の種類に応じて、報告が必要となる関係機関等の連絡先一覧を作成し、記載してください。

(例)



◎添付書類について

1 申請者等の身分を証明する書類

(1) 申請者が個人である場合の申請者等の身分を証明する書類

- ① 住民票の写し
- ② 登記されていないことの証明書

(2) 申請者が法人である場合の申請者等の身分を証明する書類

- ① 定款又は寄附行為の写し
- ② 登記事項証明書
- ③ 役員の住民票の写し
- ④ 役員の登記されていないことの証明書

(3) 規則第13条で定める使用人の身分を証明する書類（使用人を置く場合に限る。）

- ① 住民票の写し
- ② 登記されていないことの証明書

(4) 申請者の法定代理人等の身分を証明する書類（申請者が条例第9条第1項第3号サに規定する未成年者である場合）

- ① 法定代理人が個人の場合
 - ア 住民票の写し
 - イ 登記されていないことの証明書
- ② 法定代理人が法人の場合
 - ア 定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
 - イ 役員の住民票の写し
 - ウ 役員の登記されていないことの証明書

※住民票の写し及び登記事項証明書は、提出日前3か月以内に発行されたもので、原本を添付してください。

※住民票の写しは、本籍（外国人にあっては、国籍等）の記載のある住民票抄本又は謄本で、個人番号（マイナンバー）の記載がないものを添付してください。

※登記されていないことの証明書は、法務局が発行する成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書を添付してください。

※登記されている場合は、認知、判断、意思疎通等の状態に係る医師の診断書、認知症に関する試験結果等を添付してください。

※定款の写しには、最新の定款であり、原本と相違ないことを記載してください。

※登記事項証明書は、法人の履歴事項全部証明書又は登記簿の謄本で、過去5年間の法人名称及び本店所在地の全てが確認できない場合には、閉鎖事項全部証明書又は閉鎖登記簿謄本も併せて添付してください。

※役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含みます）

※規則で定める使用人とは、申請者の使用人で、本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）及び再生資源物に係る契約を締結する権限を有する者を置く屋外保管事業場の代表者を言います。

2 誓約書

申請者が、条例第9条第1項第3号アからセまでのいずれにも該当していないことを確認したうえで提出してください。誓約書には日付、住所、氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）及び電話番号を記載してください。

3 事業の概要

（1）事業の全体計画

主な排出元はどのような業種で、そこから受け取る再生資源物の種類が何かわかるように記載してください。また、受取後に屋外保管事業場でどのように扱い（選別、保管場所、圧縮等の処理等）、売却先でどのように利用されるかをフロー図にして記載してください。

（2）取り扱う再生資源物の種類

当該屋外保管事業にて取り扱う再生資源物の種類と、その中で扱う主要な物品を記載してください。

（3）取引内容

ア 取引先（排出元）

主な取引先（排出元）の名称及び住所等について記載してください。不特定である場合は、可能な範囲（業種等）で記載してください。また、取引先ごとに受け取る再生資源物の種類及び取扱量を、1月当たりのおよその量で記載してください。

なお、（2）で記載した再生資源物の種類について、すべて記載されている必要があります。

イ 取引先（売却先）

主な取引先（売却先）の名称及び住所等について記載してください。また、売却先ごとに売却する再生資源物の種類、取扱量（1月当たりのおよその量）及び売却先での利用方法を記載してください。

なお、（2）で記載した再生資源物の種類について、すべて記載されている必要があります。

4 屋外保管事業場の概要

(1) 土地の状況

屋外保管事業場の敷地範囲に含まれるすべての筆について記載してください。なお、筆の一部を使用する箇所がある場合は、地番の後に「～の一部」、面積の（）内に一部面積を記載し、控除面積を明らかにする図面を添付してください。

また、当該地の土地公図の写し（該当部分をマーカー等で図示してください。）、登記事項証明書（いずれも提出日前3か月以内に発行されたもの。）を添付してください。

申請者が土地の所有権を有していない場合は、使用する権利を有することがわかる使用承諾書の写し等を添付してください。

屋外保管事業場の全体平面図（配置図）を添付してください。事業場の敷地内に設置する囲い、門扉、台貫、保管施設やその囲いなどの設置位置がわかる図面を添付してください。

(2) 運搬経路

屋外保管事業場から幹線道路に接続するまでの主要な運搬経路を図示してください。住宅地図等の写しを使用する場合は、屋外保管事業場や運搬経路をマーカー等ではっきりと示してください。また、住宅街や学校など、周辺住民等への影響が大きい運搬経路は使用しないように努めてください。

5 屋外保管事業場の構造

(1) 事業場の構造

ア 事業場の敷地内に設置する囲い、門扉、台貫、再生資源物の保管場所の囲い等の寸法・材質・構造等がわかる図面等を添付してください。囲いについて、内部の状況が見通せる素材になっている部分がある場合は、その設置位置や寸法、材質等がわかるように図示し、カタログ等があれば添付してください。

また、保管物の荷重が囲いに直接かかる場合は、構造耐力上安全であることがわかる設計計算書等を添付してください。

イ 屋外保管事業場の敷地内に緑地帯を設置している場合は、その設置位置や寸法がわかる図面等を添付してください。緑地帯がない場合は、その旨を記載してください。

ウ 屋外保管事業場全体の底面の構造（寸法、材質等）がわかる図面等を添付してください。厚さや長さがどのくらいで、どのような材質（コンクリート、鉄板等）で、どのような状況（全面を舗装、鉄板を複数枚敷いてそのすき間を溶接しているなど）かがわかるように図示して下さい。

エ 排水を放流する場合は、排水処理設備及びこれに接続する排水溝その他の設備の設置位置や構造（カタログ等があれば添付してください。）がわかるように図示してください。

オ その他に屋外保管に関する設備がある場合は、その構造がわかる図面等を添付してください。再生資源物の圧縮施設や破碎施設等がある場合は、処理する再生資源物の種類、型式、処理方法、能力等を記載し、構造がわかるカタログや、処理能力計算書等を添付してください。

(2) 保管施設一覧表

保管施設ごとに、保管する再生資源物の種類、保管面積、高さ、保管上限（保管基準を遵守すること）を記載してください。保管上限は、その保管施設における最大の保管量を記載してください。

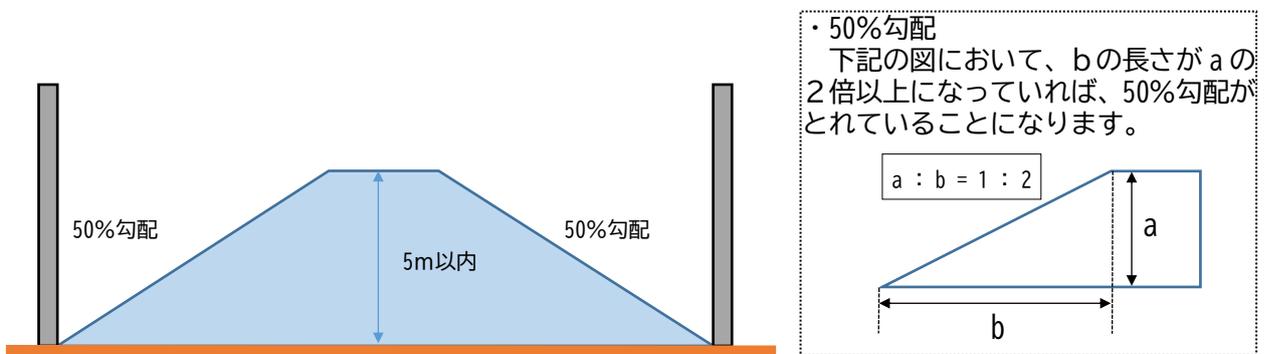
また、保管容器を使用する場合は、保管容器の種類、容量及び個数をあわせて記載してください。

保管施設の設置位置がわかる屋外保管事業場の全体平面図を添付し、それぞれの保管施設について平面図、立面図及び断面図を添付してください。また、保管容器を使用する場合は保管容器の容量計算書、使用しない場合は保管物の体積計算書を添付してください。

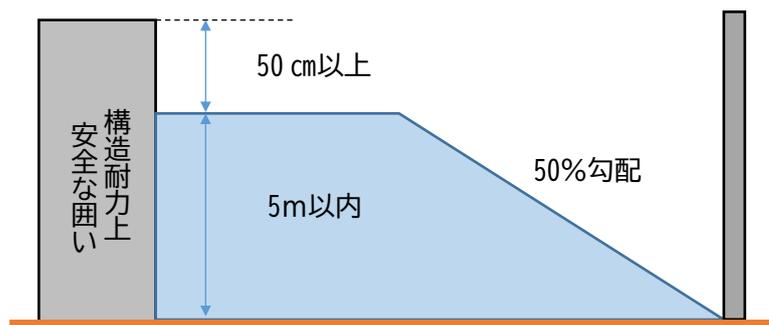
※保管方法について

①保管の高さ

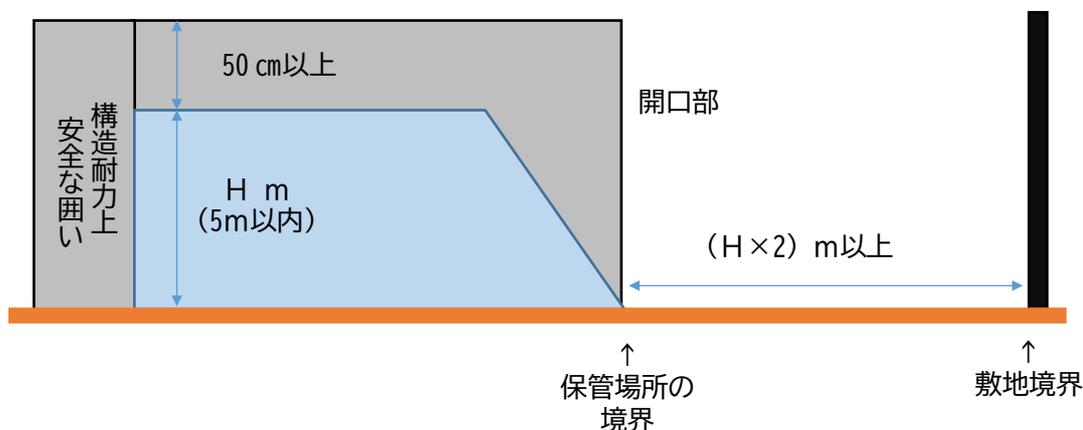
ア 保管場所の囲いに保管する再生資源物の荷重が直接かからない場合、50%勾配がとれていれば、最大5mまで保管が可能です。（下記のイメージ図を参照。）



イ 保管場所の囲いに保管する再生資源物の荷重が直接かかる場合、囲いより50cm以上低ければ、アの高さまで保管が可能です。（下記のイメージ図を参照。）



ウ 保管場所の三方の囲いに保管する再生資源物の荷重が直接かかる場合、囲いより50cm以上低ければ、囲いのない方向から敷地境界線等までの距離の2分の1の高さ（最大5m）まで保管が可能です。（下記のイメージ図を参照。）



②保管の面積

保管の場所の一区画当たりの面積は200平方メートル以下としてください。また、隣接する区画の間に火災の延焼を防ぐことが可能なコンクリート塀等がない場合は、2メートル以上の間隔を空けてください。

なお、同一種類の再生資源物を仕切り等を設置して保管する場合（保管施設 No. 1、2）は、それぞれを別の保管施設とみなします。一方で、同一種類の再生資源物を仕切り等を設置せずに、複数の容器等で保管する場合（保管施設 No. 3）は、それらを一つの保管施設とみなします。

